

新 旧 対 照 表

新	旧
山口県建築工事積算要領（令和6年4月）	
<p>第4章 単価、価格等</p> <p>7 単価及び価格の（採用の）優先順位 「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の（採用の）優先順位は、原則として以下の①から⑥までの順番のとおりとする。</p> <p>① 「3 歩掛り」による複合単価^{※1}、建築指導課が調査・作成した<u>個別単価及び生コン・鋼材単価</u>^{※2}</p>	<p>第4章 単価、価格等</p> <p>7 単価及び価格の（採用の）優先順位 「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の（採用の）優先順位は、原則として以下の①から⑥までの順番のとおりとする。</p> <p>① 「3 歩掛り」による複合単価^{※1}、建築指導課が調査した<u>一次単価</u>^{※2}</p>
山口県機械設備工事積算要領（令和6年4月）	
<p>第4章 単価、価格等</p> <p>7 単価及び価格の（採用の）優先順位 「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の（採用の）優先順位は、原則として以下による。</p> <p>① 「3 歩掛り」による複合単価（※1）、建築指導課が調査・作成した<u>個別単価</u>（※2）</p>	<p>第4章 単価、価格等</p> <p>7 単価及び価格の（採用の）優先順位 「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の（採用の）優先順位は、原則として以下による。</p> <p>① 「3 歩掛り」による複合単価（※1）、建築指導課<u>又は山口県土木建築部住宅課</u>が調査した<u>複合単価</u>（※2）</p>
山口県電気設備工事積算要領（令和6年4月）	
<p>第4章 単価、価格等</p> <p>7 単価及び価格の（採用の）優先順位 「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の（採用の）優先順位は、原則として以下による。</p> <p>① 「3 歩掛り」による複合単価^{※1}、建築指導課が調査・作成した<u>個別単価</u>^{※2}</p>	<p>第4章 単価、価格等</p> <p>7 単価及び価格の（採用の）優先順位 「2 単価及び価格の算定」において、単価及び価格の（採用の）優先順位は、原則として以下による。</p> <p>① 「3 歩掛り」による複合単価^{※1}、建築指導課が調査した<u>一次単価</u>^{※2}</p>

新 旧 対 照 表

新	旧
共通事項	
<p>[改定、改訂について]</p> <p>1. 本要領は、令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p> <p>2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p> <p>※訂正履歴 令和6年4月30日 個別単価に係る字句修正</p>	<p>[改定、改訂について]</p> <p>1. 本要領は、令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p> <p>2. 本要領は、毎年度末に見直し、翌年度の4月1日以降に入札公告又は指名通知する業務委託及び工事から適用する。</p>